

肥田町自治会 規約

制定 昭和 45 年 3 月 1 日

第一章 総 則

(目的)

第 1 条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行なうことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 本会区域内の美化・清掃等環境の整備
- (2) 本会区域内の交通安全、防犯および防災活動の推進
- (3) 社会福祉活動の推進
- (4) スポーツ、レクリエーション活動の推進
- (5) 広報活動
- (6) 本会区域内の農村環境の保全管理
- (7) 本会集会施設等財産の維持管理
- (8) 回覧版の回付等区域内の住民相互の連絡

(名称)

第 2 条 本会は、会名を「肥田町自治会」と称する。

(区域)

第 3 条 本会は、その区域を彦根市肥田町の区域（現に他の自治会が設立され、当該自治会の区域に属する区域を除く。）とする。

(事務所)

第 4 条 本会の事務所を肥田町公民館（彦根市肥田町 5 2 3 番地 1）に置く。

第二章 会 員

(会員)

第 5 条 本会の会員は、第 3 条に定める区域内に住所を有する個人（本会以外の自治会に加入し、又は加入するべきことが相当と認められる者を除く。以下、「会員」という。）とする。

2. 本会の区域内に建築物等を有する等の理由により本会の活動に賛同し又は支援しようとする個人及び法人又は団体は、賛助会員となることができる。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域内に住所を有する個人で、本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込書があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より退会届が提出され、別に定める退会規定に基づき承認を受けた場合

2 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第三章 役員

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- | | | | | |
|-----|---|---|-----|-------|
| (1) | 会 | 長 | 1名 | |
| (2) | 副 | 会 | 長 | 1名 |
| (3) | 協 | 議 | 員 | 別に定める |
| (4) | 監 | 事 | 1名 | |
| (5) | 組 | 長 | 各1名 | |

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長およびその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。また、他の役員と共に自治会事業の企画および執行に当たる。

(1) 事業を遂行するため、特に必要と認めた場合は、委員会等や専門部会を設置することができる。

(2) 本会の各事業を円滑に遂行するため、別に定める関係機関や各種団体等とも協力して事業の推進を図ることとする。

2 副会長は、会長を補佐し、自治会事業の一部を分担する。また、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 協議員は、それぞれが自治会事業の一部を分担し、他の役員と共にその企画及び執行に当たる。

4 監事は次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計および資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長およびその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況または業務執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

5 組長は、組の代表として自治会運営に係る組内の連絡調整等その円滑な推進に積極的に協力するとともに、組内の防犯・防災や社会福祉活動等助け合い社会の維持・発展に努めるものとする。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・監事・組長は、それぞれ1年とする。
 - (2) 協議員は、2年とする。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第四章 総 会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、定例総会および臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 定例総会は、毎年度決算終了後1箇月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
 - (3) 第11条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第 17 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 1 箇月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、開会の日の 5 日前までに文書でもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第 18 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の定足数)

第 19 条 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第 20 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(1) 予算並びに事業計画

(2) 決算並びに事業報告

(3) 細則の変更

(4) その他重要な事項

2 次に定める事項は、特別審議事項として、会員の出席する総会における出席者の 4 分の 3 以上の賛成又は承認により成立する。ただし、第 1 号に定める事項については彦根市長の認可を受けなければその効力を生じない。

(1) 規約の変更

(2) 重要な財産の取得又は処分

(3) 解散の議決

(4) その他会員の権利または義務に関する重要な事項

(会員の表決権)

第 21 条 会員は、総会において、各々 1 個の表決権を有する。

2 賛助会員は、表決権を有しない。

(総会の書面表決等)

第 22 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条および第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 会員の現在数および出席者数（書面表決者および表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項および議決事項
- (4) 議事の経過の概要およびその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第五章 役員会

（役員会の構成）

第24条 役員会は、会長、副会長及び協議員でもって構成する。

（役員会の権能）

第25条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会に付議した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から10日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条および第23条の規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第六章 組長会

(組長会の構成)

第 29 条 組長会は、自治会役員と各組長をもって構成する。

(組長会の権能)

第 30 条 組長会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決を要しない会務の執行に関する重要事項
- (2) その他会務の執行に関する事項

(組長会の招集等)

第 31 条 組長会は、会長あるいは役員会が必要と認めるとき招集する。

2 組長会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(組長会の議長)

第 32 条 組長会の議長は、会長がこれに当たる。

第七章 資産および会計

(資産の構成)

第 33 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 補助金・交付金
- (4) その他収入

(資産の管理)

第 34 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 35 条 本会の資産で第 33 条第 1 号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会において 4 分の 3 以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第 36 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第 37 条 本会の事業計画および予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告および決算)

第 38 条 本会の事業報告および決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監査を受け、毎会計年度終了後 3 箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 39 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第 40 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、彦根市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第 41 条 本会は次に掲げる事項によって解散する。

- (1) 破産手続き開始の決定
- (2) 認可の取消し
- (3) 総会の決議
- (4) 構成員が欠けたこと

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 42 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第九章 雑 則

(備付け帳簿および書類)

第 43 条 本会の事務所には、規約、細則、会員名簿、認可および登記等に関する書類、総会および役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿および書類を備えておかなければならない。

(委任)

第 44 条 この規約の施行に関し、細則の変更等必要な事項は、総会の決議を得て会長が別に定める。

附 則

1. この規約は、昭和 45 年 3 月 1 日から施行する。
1. この規約の変更は、昭和 51 年 9 月 4 日から施行する。
1. この規約の変更は、昭和 52 年 3 月 6 日から施行する。
1. この規約の変更は、昭和 53 年 2 月 5 日から施行する。
1. この規約の変更は、昭和 57 年 2 月 日から施行する。
1. この規約の変更は、平成 3 年 10 月 27 日から施行する。
1. この規約の変更は、平成 6 年 10 月 22 日から施行する。
1. この規約の変更は、平成 13 年 4 月 14 日から施行する。
1. この規約の変更は、平成 14 年 2 月 3 日から施行する。
1. この規約の変更は、平成 15 年 2 月 2 日から施行する。
1. この規約の変更は、平成 18 年 10 月 15 日から施行する。ただし、彦根市長の認可を受けた日より効力を生ずる。
1. この規約の変更は、平成 26 年 4 月 6 日から施行する。
1. この規約の変更は、平成 27 年 2 月 1 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
1. この規約の変更は、平成 28 年 4 月 17 日に改正し、平成 28 年 4 月 1 日に遡及して施行する。ただし、彦根市長の認可を受けた日（平成 28 年 4 月 25 日）より効力を生ずる。
1. この規約の変更は、平成 30 年 4 月 日に改正し、平成 30 年 4 月 1 日に遡及して施行する。
1. この規約の変更は、令和 3 年 4 月 18 日から施行する。ただし、彦根市長の認可を受けた日（令和 3 年 4 月 27 日）より効力を生ずる。

肥田町自治会規約 細則

制定 令和3年4月18日

第一章 会 員

（会員の義務）

第1条 自治会規約第5条第1項の会員は、本会の機関の決定事項並びに賦役については、これを守り履行する義務を負うものとする。

2 本会の区域内に居住し同属地内に所有する不動産（土地、家屋等）を有する者が、その不動産を譲渡又は貸与したときは、自治会長に報告するものとする。

（会員の所属）

第2条 自治会規約第3条の区域を17組に分け、本会の区域内に住所を有する者は何れかの組に所属するものとする。ただし、戸数に増減を生じたる場合は異動することがある。

（会費）

第3条 自治会規約第6条の会費については、世帯当たり年額24,000円とする。

2 賛助会員については、個人は年額12,000円、法人は年額30,000円とする。

（会費の徴収）

第4条 自治会の会費は、上期及び下期に分けて、各2分の1ずつ徴収する。

2 年の途中で加入又は脱退があった場合、各期の3カ月以上在籍の場合は、各期分を徴収する。（3カ月未満の在籍の場合は、各期分の徴収はしない。）

3 会員の世帯が生活保護を受給しているなど特別な理由があるときは、当該世帯に対し必要な配慮を行うことができる。

（会費の徴収時期）

第5条 会費の徴収時期は、原則として、上期分については5月に、下期分については11月に徴収するものとする。

（不参加料の徴収）

第6条 自治会は、会員が自治会の各種事業に対する賦役の提供を行わない場合、その者から不参加料（賦役の提供30分につき750円）を徴収するものとする。この場合において、自治会は、会員が賦役を提供することが出来ない正当な理由（要介護者又は要介助者と介護者又は介助者のみの世帯である場合等）がある場合は、その理由等に十分配慮しなければならないものとする。

(退会規定)

第7条 規約第8条第1項第2号の退会規定は、次に掲げる内容について別に定めるものとする。

- (1) 退会後の住民に対する共益費部分の負担
- (2) 退会後の住民が町内の秩序・機能を維持するための規則遵守
- (3) 自治会での退会承認手続き等

第二章 役員の選任等

(役員の定数)

第8条 自治会規約第9条の協議員の定数は、8名とする。

(役員の選出)

第9条 会長は、毎年2月末までに選挙等により次期役員を選出するものとする。

- 2 同一世帯から2名上の役員は選出しないこととする。
- 3 役員に選出された者は、病気等職務に従事することが困難な特別の事由がない限りその職務に従事しなければならない。

(昇格就任)

第10条 自治会長は、前年度副自治会長に選出された者が昇格就任するものとする。

(役員の免役期間および定年等)

第11条 自治会役員（組長を除く）の免役期間及び定年等は次による。

- (1) 自治会長の免役期間は、任期満了後7年とする。
- (2) 協議員の免役期間は、任期満了後3年とし、この間は副自治会長として選出することができない。
- (3) 農事改良組合長にあった者は、その任期満了後7年間、役員として選出することができない。
- (4) 自治会において特に設置した委員会の委員長に就任した場合、その者の就任期間を前3号の期間に加算する。
- (5) 毎年3月末日における満年齢が30歳未満及び73歳以上の者は選出しない。（定年制）
- (6) 自治会が免役と認めた者は選出しない。

(協議員の指名)

第12条 自治会規約10条第1項の規定にかかわらず、自治会長は総会の承認を得て自治会規約細則第22条に定める協力機関の役員から3名を限度に協議員を指名することができる。

(当選者の決定)

第 13 条 副自治会長及び改選協議員は、投票の結果最高得票者より定員に達するまでをもって当選とする。ただし、同得票数の場合は年長者とする。

(欠員の補充)

第 14 条 役員に欠員を生じる場合は、次点者を繰り上げる。

(監事の選出)

第 15 条 監事は、前年度に任期満了となった自治会長が就任することとする。

(組長の選出)

第 16 条 組長は、各組において選出するものとする。

(役員手当)

第 17 条 役員手当については、予算の範囲内で別途定めることとする。

第四章 委員会・専門部会

(委員会等の設置)

第 18 条 規約第 11 条第 1 項第 1 号の委員会等は、会長が特に必要と認めた場合に設置することができる。

- 2 会長は、会員の中から委員等を選任する。
- 3 委員会等の長は、委員等の中から互選し、会長が委嘱する。

(専門部会の設置)

第 19 条 規約第 11 条第 1 項第 1 号の専門部会の設置については、次の通りとする。

- 2 会長は、協議員の中から専門部会の長を選任する。
- 3 専門部会の長は、部員を推薦し、会長が委嘱する。
- 4 専門部会の部員の任期は、原則として 1 年とするが、それぞれの長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(委員、部員手当)

第 20 条 委員、部員手当については、予算の範囲内で別途定めることとする。

第五章 関係機関・各種団体等

(防災組織)

第 21 条 本会会員の身体及び財産に対する地震、水害、その他の災害による被害の防止と軽減を図るため、自治会の防災組織として「防災会」を設置する。

2 防災会の規約は別に定める。

3 防災会の常設機関として「自警団」を設置する。

(附属機関)

第 22 条 本会を補佐する立場で、中長期的な視点に立って自治会長の諮問事項に対する検討・協議を行うほか、自治会と連携して業務を推進するため、附属機関として「まちづくり委員会」を設置する。

2 「まちづくり委員会」規定は別に定める。

(協力機関)

第 23 条 本会区域内における農業の振興と農地及び農業施設の保全並びに管理を行うため、「肥田町農事改良組合」を本会の協力機関と定める。

(各種団体等)

第 24 条 規約第 11 条第 1 項第 2 号の関係機関や各種団体等は、以下に掲げるもので、本会の事業が円滑に遂行できるよう積極的に協力するものとする。

- (1) 福寿会
- (2) ボランティアサークルひだまり
- (3) 環境ボランティア肥田の会
- (4) 女性会
- (5) 中学校 PTA 会
- (6) 子ども会
- (7) 農事組合法人ファーム肥田

(団員手当、助成金等)

第 25 条 自警団の手当および各種団体等への助成金については、予算の範囲内で別途定めることとする。

第六章 総 会

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、規約第 18 条の規定によるが、総会で会長自身が直接提案する場合は、副会長が議長に当たるものとする。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、総世帯の過半数の世帯主又は代理人（以下「世帯主等」という。）の出席があれば開会することができるものとする。

(世帯主)

第 28 条 世帯主とは、「世帯（家族）カード（別様式）」に記載のものとする。

2 「世帯（家族）カード」の記載内容に変更があれば、世帯主等が自治会長に報告するものとする。

第七章 財産の管理および支出の専決等

(共有施設の管理)

第 29 条 本会の共有施設の管理及び運営については、自治会の会員全員で適切な管理に努めることとする。

(財産の帰属)

第 30 条 財産目録に記載されているものは全て自治会に帰属するものとし、会員は退会する場合といえども個々にその権利を主張することはできない。

(支出の専決基準)

第 31 条 規約第 37 条の規定にかかわらず、事務処理を円滑に進めるため、一定の金額を限度に次のとおり権限を委譲する。

権限	金額
自治会長	1 件当たり 10 万円以下
役員会	〃 30 万円以下

2 当該支出については、定例総会に報告するものとする。

第八章 細則およびその他事項の変更等

(細則の変更)

第 32 条 この細則は、総会において出席者の過半数の議決を持って変更できるものとする。

(その他の事項)

第 33 条 この細則で別途定めるとした以下の事項については、役員会において協議の上、会長が定めるものとする。

- (1) 退会規定、まちづくり委員会規定
- (2) 役員手当、委員・部員手当および自警団の手当
- (3) 当自治会各種団体への助成金

附 則

- 1 この細則は、令和３年４月１８日から施行する。